農作物鳥獣被害防止用設備の

設置費用の一部を補助します

土浦市では近年の有害鳥獣による被害の軽減を目的として，市民の方が農作物鳥獣被害防止用設備を設置したときの費用の一部を補助します。

1. 補助対象者　次の要件を満たす方
2. 市内の自己所有農地等（農地法及び農業経営基盤強化促進法による貸借農地を含む）に新たに被害防止柵等を整備するもの。

（２）申請世帯の全員が土浦市税条例に規定する市税を滞納していないこと。

（３）設置しようとする農地の面積（１筆又は隣接する筆の合計面積をいう。）が、３００平方メートル以上のもの。

（４）申請年度内に補助事業を完了させることができること。

（５）周辺環境に配慮し、安全確保のために必要な対策を講じるとともに、設備の適正な管理を行うこと。

（６）関係法令を遵守すること。

②　補助対象経費

鳥獣による農作物への被害を防止するために次に掲げる設備資材の購入に要する経費（被害防止柵の設置に要する工事費・施行費等の費用、箱わな等捕獲器具の費用は除く。）

（１）　電気柵

（２）　ワイヤーメッシュ柵（パネル状）

（３）　ネット柵・ネット網　（目合30mm以下、1,000デニール以上）

（４）　金網柵（ロール状）

（５）　その他市長が適当と認めるもの

補助については、対象経費に１０分の６を乗じて得た額（算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数の全部を切り捨てた額）とし、１件につき９万円を限度する。

申請については同一年度内において世帯あたり１件までを原則とし、補助適用については予算の範囲内とする。

③　手続き　　１．予定設備の見積書を依頼する業者等から入手

　　　　　　　　（資材を購入し、自身で設置する場合は、資材費の見積書）

２．必要書類等を揃えて、市農林水産課窓口へお越し下さい

④　必要書類等

【設置前】

　　　　　　　　設置しようとする農地が自作地であることが分かる書類

（耕作証明書等）

　　　　　　　　納税していることが分かる書類（納税証明、確定申告の写し等）

設置する資材の数量や金額が分かる見積書・カタログ等

　　　　　　　　鳥獣被害状況が判断できる写真等

　　　　　　　　設置する農地の写真

補助金を受領する口座通帳の記号番号・名義等が分かるもの

　　　　　　　　印鑑

　　　　　　　　【設置後】

　　　　　　　　領収書

　　　　　　　　設置した農地の写真

⑤　注意事項　　・市の予算の範囲内での補助となります。

　　　　　　　　・補助対象農地は自己所有地、農地法による農地貸借及び農業経営基盤強化促進法による農地貸借を行っている農地等となります。

　　　　　　　　・新規に農作物鳥獣被害防止用設備を設置する場合のみ対象とし、以前に整備した農作物鳥獣被害防止用設備（防鳥ネットや電気柵など）の更新等は補助対象となりません。

⑥　お問合せ先　土浦市農林水産課　029-826-1111

